

別表六の二 (六) の記載の仕方

- 1 この明細書のⅠは、連結法人が措置法第68条の9第1項又は第9項第2号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「売上調整年度」には、当期に係る連結親法人事業年度開始の日の3年前の日から当期の開始の日の前日までに開始した各連結事業年度又は各事業年度を記載します。
- 3 「売上金額2」の各欄及び「改定売上金額4」の「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収益の額（営業外の収益の額とされるべきものを除きます。）を記載します。
- 4 「当該連結事業年度の月数
(1)の連結事業年度の月数³
又は事業年度の月数」
は、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- 5 「平均売上金額((4)の計)÷(1+売上調整年度数)5」の算式中「売上調整年度数」は「1」に記載した連結事業年度又は事業年度の数を当てはめて計算
- 6 この明細書のⅡは、連結法人が措置法第68条の9第2項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。なお、この場合に、その特別試験研究費の額が措置法令第27条の4第8項第1号又は第3号から第6号まで（特別な試験研究）に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第22条の23第1項又は第4項から第7項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。
- 7 この明細書のⅢは、連結法人が措置法第68条の9第9項第1号の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 8 「当該連結事業年度の月数
(8)の連結事業年度の月数¹⁰
又は事業年度の月数」
は、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。